

事業所番号 〇四一五四〇〇七四六	事業所の名称及び所在地 びすた〜りフード マーケット 仙台市太白区長町一 丁目七番二十七号	指定障害福祉 サービスの種類 就労継続支援B 型	設置者名 特定非営利活 動法人ほつぶ の森	指定年月日 平成二十一年 九月一日
---------------------	---	-----------------------------------	--------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第八百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字大川口赤坂五八の二、五八の三

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」とは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百一十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十一年九月一日

保安林の種類

同一の単位とされる
保安林の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区 三八七・六八
北上川下流 四六六・六五
石巻地区 一九四・六六
迫川地区 九九二・〇二
江合川上流 七〇二・三二
鳴瀬川上流 一、二九九・〇〇
江合川下流 〇・八四
黒川地区 二〇一・二九
仙台地区 一、三六一・七九
白石地区 一、五四九・六四
本吉地区 二五・七一
北上川下流 八・一三
石巻地区 一九・七七
迫川地区 七七・三六
江合川上流 一五一・一九
鳴瀬川上流 二五四・三〇
江合川下流 一一・六五
黒川地区 三九・九八
仙台地区 五六・六六
白石地区 一九八・九五
仙台市 五・一八
石巻市 二七・九八
気仙沼市 二一・六二
白石市 三・三〇
角田市 二・〇八
登米市 八・七七
栗原市 一・四三
東松島市 四・〇八
大崎市 五七・五四
七ヶ宿町 五・一四

土砂流出防備保安林

干害防備保安林

本吉地区 三八七・六八
北上川下流 四六六・六五
石巻地区 一九四・六六
迫川地区 九九二・〇二
江合川上流 七〇二・三二
鳴瀬川上流 一、二九九・〇〇
江合川下流 〇・八四
黒川地区 二〇一・二九
仙台地区 一、三六一・七九
白石地区 一、五四九・六四
本吉地区 二五・七一
北上川下流 八・一三
石巻地区 一九・七七
迫川地区 七七・三六
江合川上流 一五一・一九
鳴瀬川上流 二五四・三〇
江合川下流 一一・六五
黒川地区 三九・九八
仙台地区 五六・六六
白石地区 一九八・九五
仙台市 五・一八
石巻市 二七・九八
気仙沼市 二一・六二
白石市 三・三〇
角田市 二・〇八
登米市 八・七七
栗原市 一・四三
東松島市 四・〇八
大崎市 五七・五四
七ヶ宿町 五・一四

柴田町	〇・九七
丸森町	二・七二
大和町	三・六〇
大郷町	〇・二六
加美町	六・七二
女川町	一五・一六
南三陸町	〇・七五
石巻市	一八・九六
気仙沼市	二・五八
東松島市	〇・二四
女川町	〇・八八
南三陸町	〇・九四
宮城北部	一三・七一
宮城南部	七・一〇

保健保安林

〇宮城県告示第八百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成二十一年九月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起点	重要な経過地
二七二	角田山下線	角田市 巨理郡山元町小平	—

公 告

〇障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマライズ薬局石巻店	石巻市蛇田東道下七十・二	平成二十一年八月一日
さくら薬局	栗原市瀬峰長者原三十七・四	平成二十一年八月一日
さくら薬局鶯沢店	栗原市鶯沢南郷広面五・二	平成二十一年八月一日
サタケ調剤薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後百四・六	平成二十一年八月一日
有限会社ひまわり薬局	巨理郡山元町坂元字道合六十八・四	平成二十一年八月一日
有限会社ひまわり薬局 「浅生原店」	巨理郡山元町浅生原字作田山二・六十三	平成二十一年八月一日

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名 称
宮城県七ヶ浜町東宮浜字御林三番五十八

仙台市青葉区花京院一丁目一番五号
有限会社インテム

病 院 局

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年九月一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

一 入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 ガンマカメラシステム 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十二年一月二十九日まで
- 4 履行場所 栗原市瀬峰根岸五十五の二

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

2 1以外のもので入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十一年九月十一日午後五時までに申請すること。

四 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県病院局県立病院課予算経営班(担当 菊池 直実 電話〇二二・二二一・二六八三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年十月五日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十月二日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十月七日までに必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十一年十月十四日午後五時まで。ただし、郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十一年十月十五日午前十時 病院局会議室(宮城県庁舎十二階)

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入

<p>礼書に記載するごとく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると病院管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を落札者とする。 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無 契約書作成の要否 無 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。 抽籤日、入札説明書の日時 <p>ト 概観</p> <p>Summary</p> <ol style="list-style-type: none"> Nature and Quantity of Items to be Purchased : Digital Gamma camera system (1 set) Deadline for Delivery : 29 January 2010 Place of Delivery : Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center Deadline for Bid : 14 October 2009 Contact Person : Naomi Kikuchi, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration, Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2683 	<p>○保健福祉部</p> <p>北部保健福祉事務所 6月10日</p> <p>北部保健福祉事務所栗原地域事務所 6月10日</p> <p>東部保健福祉興事務所 6月11日</p> <p>東部保健福祉事務所登米地域事務所 6月11日</p> <p>子ども総合センター 5月26日</p> <p>中央児童相談所 5月18日</p> <p>拓桃医療療育センター 5月26日</p> <p>○経済商工観光部</p> <p>仙台高等技術専門学校 5月28日</p> <p>○教育庁</p> <p>北部教育事務所栗原地域事務所 4月15日</p> <p>仙台第二高等学校 5月14日</p> <p>塩釜高等学校 5月14日</p> <p>白石高等学校 5月12日</p> <p>宮城第一高等学校 5月28日</p> <p>塩釜女子高等学校 5月20日</p> <p>名取高等学校 5月14日</p> <p>涌谷高等学校 5月19日</p> <p>田尻さくら高等学校 5月19日</p> <p>登米高等学校 5月19日</p> <p>中新田高等学校 5月13日</p> <p>泉松陵高等学校 5月12日</p> <p>泉館山高等学校 5月20日</p> <p>宮城野高等学校 5月26日</p> <p>蔵王高等学校 5月12日</p> <p>黒川高等学校 5月13日</p> <p>加美農業高等学校 5月13日</p> <p>工業高等学校 5月26日</p> <p>白石工業高等学校 6月12日</p> <p>大河原商業高等学校 5月14日</p>												
<p>宮城県監査委員告示第10号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成21年度第1四半期に実施した普通会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。</p> <p>平成21年9月1日</p> <table border="0"> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>内 海</td> <td>太</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>佐々木</td> <td>敏 克</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>遊 佐</td> <td>勘左衛門</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>工 藤</td> <td>鏡 子</td> </tr> </table> <p>1 監査実施機関及び監査実施年月日</p> <p>監査実施機関</p> <p>地方機関</p> <p>○総務部</p> <p>公務研修所</p> <p>4月23日</p>	宮城県監査委員	内 海	太	宮城県監査委員	佐々木	敏 克	宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門	宮城県監査委員	工 藤	鏡 子	<p>監査実施日</p>
宮城県監査委員	内 海	太											
宮城県監査委員	佐々木	敏 克											
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門											
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子											

留 柯 枚 歌

<p>鹿島台商業高等学校 聴覚支援学校 光明支援学校 利府支援学校 迫支援学校</p> <p>○警察本部 泉警察署 石若警察署 塩釜警察署 鳴子警察署 加美警察署 登米警察署</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成20年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p>	<p>5月19日 4月23日 5月13日 5月12日 4月15日</p> <p>5月27日 6月9日 5月27日 5月20日 5月20日 6月9日</p> <p>(内容) 食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。</p> <p>○未徴収額（平成17～19年度） ・ 正規使用料 298,243円 ・ 既請求額 29,809円 ・ 未徴収額 268,434円</p> <p>(3) 泉松陵高等学校 施設使用料及び光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 平成20年7月8日から平成21年1月14日の期間に、学校を外部模擬試験会場として使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を3月にまとめて調定したものを。</p> <p>・ 調定遅延件数 12件 ・ 調定金額 47,524円 ・ 調定日 平成21年3月11日</p>
<p>旭川第一高等学校</p> <p>(1) 宮城第一高等学校</p> <p>光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。</p> <p>○未徴収額（平成14～19年度） ・ 正規使用料 2,529,140円 ・ 既請求額 1,167,068円 ・ 未徴収額 1,362,072円</p> <p>(2) 塩釜女子高等学校</p> <p>光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。</p>	<p>(4) 宮城野高等学校</p> <p>光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。</p> <p>○未徴収額（平成14～19年度） ・ 正規使用料 3,261,039円 ・ 既請求額 1,519,899円 ・ 未徴収額 1,741,140円</p> <p>(5) 白石工業高等学校</p> <p>光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の</p>

徴収額に誤りがあったもの。

○未徴収額（平成14～19年度）

- ・ 正規使用料 2,689,213円
- ・ 既請求額 1,630,891円
- ・ 未徴収額 1,058,322円

(6) 工業高等学校

財産の貸付において、使用許可手続が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

平成20年度に、民間団体が実施した資格検定等の会場として教室を使用させていたが、使用許可手続未了のまま使用させていたもの。

- ・ 手続未了件数 16件